特殊法人等会計処理基準

昭和62年10月 (平成19年11月19日改訂)

財政制度審議会 公企業会計小委員会

特殊法人等会計処理基準

財政制度審議会公企業会計小委員会 昭和62年10月2日 (平成19年11月19日改訂)

第1 総 則

1. 趣 旨

この会計処理基準は、特殊法人等の財政状態及び経営成績を明らかにするため、特殊法人等の会計処理及び財務諸表等の作成に関する基本的事項を定める。

2. 特殊法人等の範囲

この会計処理基準の対象となる特殊法人等(以下「法人」という。)は、次に掲げる法人のうち、国の出資又は補助金等(業務の円滑な運営に資するための補助金等に限る。)の交付がなされている法人とする。

- ① 特殊法人 総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号に規定する法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(株式会社及び独立行政法人は除く。)
- ② 認可法人 特別の法律に基づいて関係事業者等の発起人により主務大臣の認可を受けて設立される法人

3. 一般原則

法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表の作成を行うものとする。

- ① すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しな ければならない。
- ② 財務諸表は、法人が備える会計帳簿に基づいて、資産、負債及び純資産並びに 費用及び収益の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならな い。
- ③ 資産、負債及び純資産の増減及び異動並びに費用及び収益は、その発生の事実に基づいて経理しなければならない。
- ④ 会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

4. 勘定区分

法人は、業務の性質上特別に区分して経理する必要があるものに限り、その経理 を明確にするため、各業務ごとに勘定を区分して経理することができるものとする。

第2 損益計算書

5. 損益計算書の内容

- (1) 損益計算書は当該事業年度におけるすべての費用及び収益の内容を明瞭に表示するものとする。
- (2) すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した 期間に正しく割り当てられるように処理するものとする。
- (3) 前払費用及び前受収益は当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、 当期の損益計算に計上するものとする。ただし、重要性の乏しいものについては、 経過勘定項目として処理しないことができる。
- (4) 費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に区分し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示するものとする。
- (5) 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用項目と収益項目とを相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならないものとする。
- 6. 損益計算書の区分

損益計算書は、原則として、経常損益の部と特別損益の部に区分するものとする。

7. 損益計算書の科目

損益計算書の科目は、別紙に掲げる標準配列科目に沿って作成するものとする。

第3 利益処分又は損失処理

8. 当期利益の処分又は当期損失の処理

毎事業年度において利益若しくは損失を生じた場合には、損益計算書に当該利益の処分若しくは当該損失の処理の内容を注記し、又は利益金処分計算書若しくは損失金処理計算書を作成し、当該利益の処分若しくは当該損失の処理の内容を明らかにするものとする。

9. 計算書の科目

利益金処分計算書及び損失金処理計算書を作成する場合の科目は、別紙に掲げる

標準配列科目に沿って作成するものとする。

第4 貸借対照表

10. 貸借対照表の内容

- (1) 貸借対照表は、当該事業年度末におけるすべての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものとする。
- (2) 資産、負債及び純資産は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならないものとする。

11. 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に分かち、さらに資産の部を 流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分する ものとする。

12. 貸借対照表の配列

資産及び負債の項目の配列は、原則として、流動性配列法によるものとする。

13. 貸借対照表の科目

貸借対照表の科目は、別紙に掲げる標準配列科目に沿って作成するものとする。

- 14. 固定資産の計上方法
 - (1) 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。
 - (2) 有形固定資産のうち、減価償却を行う資産にあたっては、耐用年数が1年以上であって、かつ、取得価額が一定金額以上のものとする。
- 15. 固定資産を国庫補助金等で取得した場合の整理

法人が、各事業年度において国庫補助金等の交付を受け固定資産の取得又は改良 に充てた場合には、原則として、当該国庫補助金等に相当する額を負債の部に計上 し、翌年度以降、減価償却額に相当する額を取り崩し、収益として整理するものと する。

16. 引当金等の整理

- (1) 特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その事業年度の費用又は損失とすることを相当と認められる額について計上するものとする。
- (2) 貸倒引当金については、2以上の科目に係る貸倒引当金を一括して記載する方法により資産の部に表示するものとする。

- (3) その他の引当金のうち、修繕引当金のように、通常1年以内に使用される見込みのものは、流動負債に属するものとし、退職給与引当金のように、通常1年をこえて使用される見込みのものは、固定負債に属するものとする。
- (4) 特別の法律又はこれに基づく命令により引当金又は準備金の名称をもって計上しなければならないもので、資産の部又は負債の部に計上することが適当でないものは、11及び12にかかわらず、固定負債の部の次に別の区分を設けて記載するものとする。

第5 財産目録

17. 財産目録の内容

法人は、当該事業年度末における資産及び負債の状況を明らかにするため、財産 目録を作成するときは、原則として、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の 部に区分し、名称、価額等を表示するものとする。

第6 財務諸表の注記

18. 財務諸表の注記

- (1) 財務諸表には、重要な会計方針として、次の事項を注記するものとする。
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ③ 固定資産の減価償却方法
 - ④ 外貨建資産、負債の換算基準
 - ⑤ 引当金の計上基準
 - ⑥ その他財務諸表作成のための重要な事項
- (2) 前項の場合において、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができるものとする。
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨及び当該変更による影響の内容を記載するものとする。

第7 附属明細書

19. 附属明細書の作成

法人は、損益計算書及び貸借対照表の内容を補足説明するため、次の事項を明ら

かにした附属明細書を作成するものとする。

- ① 出資者及び出資額の明細
- ② 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細
- ③ 国庫補助金等の明細
- ④ 主な費用及び収益の明細等

第8 事業報告書

20. 事業報告書の作成

法人は、事業報告書の作成にあたっては、事業計画についての実施結果及び事業 活動に関する状況について記載するものとする。

第9 公 開

21. 財務諸表等の公開

法人は、財政状態、経営成績及び事業活動の状況について広く国民一般に公開するため、できる限り早期に、財務諸表、附属明細書及び事業報告書を主要な事務所に備え付け、又は損益計算書及び貸借対照表若しくはこれらの要旨を官報等に掲載する方法により公表するものとする。

第10 雑 則

22. その他の会計処理等

法人の会計処理及び財務諸表の作成等については、この会計処理基準に定めるところによるもののほか、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って行うものとする。

23. 特定の事業を営む法人に対する基準の取扱い

財務諸表等の用語、様式及び作成方法について特に法令の定めがある事業を営む 法人であって、当該法令の定めによる必要があると認められる場合における財務諸 表等の作成に関しては、その必要と認められる範囲において、当該法令の定めによ ることができるものとする。

(別紙) 標準配列項目

伊金二甲子音		利益金処分計昇書	損失 壶処理訂昇書
I 経 常 費 用 事業費	I 経 常 収 益 ······事業収入	I 当期末未処分利益金	I 当期未処理損失金
············費 ···········費 ···········	··········収入 ········収入 ······事業収入	Ⅱ 利益金処分額 積 立 金 納 付 金 ···································	Ⅱ 損失金処理額 積 立 金 繰 入 額 資 本 余 剰 金 繰 入 額
一般管理費 	国庫補助金収入 国庫負担金収入 政府交付金収入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅲ 次期繰越利益金	Ⅲ 次期繰越損失金
雑 損	雑 益		
II 特別損失 前期損益修正損 固定資産売却損 固定資産除却損 災害による損失	II 特 別 利 益 前 期 損 益 修 正 益 固 定 資 産 売 却 益 		
(皿 当 期 利 益)	(Ⅲ 当 期 欠 損)		

(注) 経常損益の部は、必要に応じ、事業損益及び事業外損益の部に区分して記載することができるものとする。

貸借対照表

資 産 の 部		負 債 の 部	純資産の部
I 流動資産	2 無形固定資産	I 流 動 負 債	I 資 本 金
現 金 · 預 金 受 取 手 形 売 掛 金	特 許 権 借 地・借 家 権 電 話 加 入 権	支 払 手 形 買 掛 金 短 期 借 入 金	政 府 出 資 金 地方公共団体出資金 民 間 出 資 金
受 取 手 形 売 掛 証 券 有 価 証 券	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	未 払 金 未 払 費 用 前 受 金	Ⅱ 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金
前 渡 金 前 払 費 用 未 収 収 益	長 期 貸 付 金 	預 り 金 前 受 収 益 引 当 金 修 繕 引 当 金	Ⅲ 利益剰余金(又は繰越 欠損金)
短期貸付金 未 収 金 ······ 貸倒引当金	貸倒引当金 Ⅲ繰延資産 創立費 開業費 债券発行費	Ⅱ 固 定 負 債 債 券 債 券 発 行 差 額 長 期 借 入 金 長 期 未 払 金	利 益 準 備 金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
II 固 定 資 産 1 有価固定資産 建 物 構 築 物 機 械 及 び 装 置	開 発 費	長期未払金引引当金退職給与引当金近季見返補助金	
········事業資産 ··········資産 ············ 土 地 建 設 仮 勘 定		Ⅲ 特別法上の引当金等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

(注) 有形固定資産については、減価償却累計額を控除した残額のみを記載し、当該減価償却累計額を注記する方法によるものとする。